平成31年第1回松阪市教育委員会定例会会議録

平成31年1月16日(水)教育委員会室

議題

議案第1号 松阪市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償 に関する条例施行規則の一部改正について

議案第2号 松阪市旧長谷川治郎兵衛家条例施行規則の制定について

議案第3号 松阪市原田二郎旧宅条例施行規則の制定について

議案第4号 松阪商人の館条例施行規則の一部改正について

議案第5号 松阪市文化財センター条例施行規則の一部改正について

議案第6号 松阪市松浦武四郎記念館(小野江コミュニティセンター)条例施行規 則の一部改正について

報告事項

- 1. 平成30年11月議会について
- 2. 工事の請負に関する契約の締結について
- 3. 教育委員会委員の任命について
- 4. 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 5. フッ化物洗口実施について
- 6. 平成30年度12月児童生徒の問題行動等について
- 7. 三重とこわか国体競技別会期の決定について
- 8. 松阪市松浦武四郎記念館運営審議会委員及び顧問の委嘱について

出席者

教育長	甲	田	推	喜
委員 (教育長職務代理者)	鷲	尾	節	子
委員	竹	内	_	
委員	長	島	彩	子
委員	尚	田	光	生

出席事務局職員

局長	松名	瀬	弘	己
次長	伊	藤	卓	哉
教育総務担当参事兼教育総務課長	青	木	俊	夫
公民館マネジメント担当参事兼				
生涯学習課長	藤	武	利	文
国体推進担当参事兼国体推進室長	Щ	口	真	澄
飯南飯高教育環境連携担当参事兼				
西部教育事務所長	久	世	徹	
学校教育課長	有	瀧	弘	晃

学校支援課長	萬	濃	正	通
子ども安全・安心担当監	小	泉	恵	希
子ども支援研究センター所長	野	田	幸	範
スポーツ課長	松	林	正	人
スポーツ施設管理担当監兼管理係長	水	本	博	
国体推進室担当監	井	田	精	_
中部台管理事務所長	中世古		雅	男
給食管理課長	上	Щ	孝	_
北部教育事務所長	中	村	雅	_
健康福祉部こども局こども未来課長	谷	中	靖	彦
産業文化部文化課長	榊	原	典	子

午後1時30分開会

O教育長

ただ今から平成31年1月第1回松阪市教育委員会定例会を開催いたします。 なお、傍聴の申し出がございましたので、私の方で許可をいたしました。ご報告を 申し上げます。

O教育長

それでは、事項書に従いまして、進めさせていただきます。

議案第1号「松阪市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償 に関する条例施行規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、意見はございませんか。

◆委員

私も校医を務めさせていただいているんですけれども、公務により生じたと認められる負傷、疾病又は死亡ということは、学校の敷地内に居るときに発生したもので、自然災害とかの地震や火事とかそういうものも含まれるのかということと出勤途中の交通事故などについてはどうなのか教えていただきたい。

◎事務局

補償の種類ですが、公務上の負傷ということで療養の補償、或いはそれにあわせてお仕事が出来なくなる休業の補償、残った障がいの補償、亡くなられた場合の遺族の補償等々があげられていますが、けが自体が災害によるものであるかどうかということは明記されておりませんので、起こった時点で協議しなければならないのかなと思います。それから通勤途中、学校へ来ていただく或いは帰りの道中についても詳しく法律の中では、謳ってありませんので調べさせていただき後日回答をさせていただきたいと思います。

O教育長

他に、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。 議案第1号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

O教育長

挙手全員でございます。よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第2号「松阪市旧長谷川治郎兵衛家条例施行規則の制定について」 の提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。 議案第2号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

O教育長

挙手全員でございます。よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第3号「松阪市原田二郎旧宅条例施行規則の制定について」の提 案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、意見はございませんか。 この施設の利用人数は、どのくらいでしょうか。

◎事務局

年間に約5,000人ほどでございます。

O教育長

他に、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。 議案第3号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

O教育長

挙手全員でございます。よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第4号「松阪商人の館条例施行規則の一部改正について」の提案 理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、意見はございませんか。 この施設の来館者数は、どのくらいでしょうか。

◎事務局

年間に約20,000人ほどでございます。

O教育長

外国の方の人数はわかりますか。

◎事務局

詳細には、把握ができておりませんが、自己申告制で来ていただいた方々にご自身の国の国旗のところにシールを貼っていただくものを観光交流課で用意し各文化財施設に配布をしまして、ある程度の把握はしております。本日は申し訳ございませんが数値を持ち合わせておりません。

O教育長

他に、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。 議案第4号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

O教育長

挙手全員でございます。よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第5号「松阪市文化財センター条例施行規則の一部改正について」 の提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。 議案第5号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

O教育長

挙手全員でございます。よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第6号「松阪市松浦武四郎記念館(小野江コミュニティセンター) 条例施行規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の説明に対し、質疑、意見はございませんか。 北海道といろんなイベントが行われ、多くの方に関心を持っていただいたと思いま すが来館者数はどのくらいありますか。

◎事務局

松浦武四郎生誕200年ということで、昨年から記念事業をさせていただきました。その折々で多くの方に来ていただきまして、松浦武四郎記念館の入館者数というのが通常は、松浦武四郎まつりを入れて $12,000人\sim13,000$ 人ですが、現在、まつりを含まずに10,000人を超える多くの方が来ていただいています。また、この夏には、NHKのドラマの企画もございますので益々全国的に発信ができればと思っております。

O教育長

多くの外国の方々にいろんな施設に来ていただいています。今日ご提案いただいた ような施設の説明用の外国語バージョンなどを作るという方向性は何かありますか。

◎事務局

外国語対応につきましては、指定管理者制度を導入するにあたりまして仕様書で多言語化に努めるとしております。主には英語対応でございますが、特に旧長谷川邸におきましては、施設や説明について英語表記を取り入れていく予定をしております。

O教育長

今後、外国の方々の訪問も増えると思われますので、価値観の違いが文化財の違い にも影響すると思いますので丁寧な表示或いは説明ができるようなものの工夫をお 願いしたいと思います。

O教育長

他に、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

討論なしと認めます。よって、採決に入ります。 議案第6号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

O教育長

挙手全員でございます。よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。 議案が終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告事項につきましては、は じめに報告事項1~4を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の報告事項 $1 \sim 4$ の説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。 (委員から「なし」の声)

O教育長

ご質問、ご意見がないようですので、報告事項1から4は、承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

O教育長

異議なしということでございますので、報告事項1から4は、承認いたしました。 続きまして、報告事項5~8を事務局から説明願います。

(事務局説明)

O教育長

ただ今の事務局の報告事項5~8の説明に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

◆委員

フッ化物洗口についての報告をいただきましたが、4歳から14歳までの継続が望ましいと書かれていて、松阪市では小学校を推奨されている訳ですが、期待される効果、或いは安全性の問題を含めて保護者からの不安もあると思いますが、今後例えば幼稚園や中学校に広げていくなどの見通しがあればお聞かせ下さい。

◎事務局

委員がご指摘の部分ですが、幼稚園、保育園については、小学校よりも数年前から全部ではありませんが市内の約7割で実施をしております。小学校は36校ございますので年間に6校、6年間で全小学校での実施をしていきますが、その後中学校での実施ということは計画の中に入っております。ただ、これについては、保護者にしっかりと周知をしてフッ化物洗口がどのようなものかということをご理解いただいたうえで実施していくということもありますし、職員にも周知をして認識を持たないとなかなか前に進まないということもあります。当初の平成28年度には、丁寧に説明をしながら、教職員の意識も高め、保護者の認識も深めてからスタートしておりまして、目標を持って広げていくことで虫歯の少ない松阪市になることを目指していきたいと考えております。

◆委員

フッ化物の洗口ですが、今歯医者さんでも子どもにフッ化物洗口を勧めているのでやってみえるお子さんもたくさんみえると思いますが、あわせてやっても問題はないのでしょうか。

◎事務局

一日に数回やっていただいても別に問題はないと思います。幼稚園、保育園では、毎日法という少し薄い液で毎日ぶくぶくうがいをしています。小学校の場合は、週に1回法ということで濃い目の液でぶくぶくうがいをしています。今市販でもフッ化物は売っておりますので自宅でもやってみえる方もあると思いますが、そういった積み重ねが虫歯予防になると思います。ただ、フッ化物洗口だけで虫歯にならないということではありませんので、食後の歯磨き等の大切さも学校へ指導をしていきたいと考えております。

O教育長

特にフッ化物の洗口につきましては、昨年の市長・教育長と語る会でも保護者からは、是非進めていただきたいという強いご意見もいただきましたので、それを踏まえて丁寧に子どもの健康を守るという視点からいろんな方にご理解いただいて進めていきたいなと思います。

O教育長

他にご質問、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

ご質問、ご意見がないようですので、報告事項5から8は、承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

O教育長

異議なしということでございますので、報告事項5から8は、承認いたしました。報告事項が終了いたしましたので、その他の項に入ります。松阪市教育委員会のこのその他の項は、いろいろな議論が自由にされるということで非常に評価をいただいています。委員の方々が日頃思われていることがいろいろあると思いますので是非発言をお願いしたいと思います。

◆委員

先日ある新聞に出ていましたが、三重県、松阪市でもかなりの外国人の方がみえる わけですが、その子どもたちの中で就学不明児というような記事が出ていました。私 も経験がございますが、家庭訪問をしたときに所在がつかめないというようなことが あったりします。松阪市の場合、丁寧に家庭訪問をされていると聞いておりますし、 そのあたりについてお聞かせ下さい。

◎事務局

松阪市は、2006年3月に人権尊重都市というのを宣言いたしました。同じ年の12月には松阪市人権のまちづくり条例を制定し、基本方針のひとつとして多文化共生社会の実現を掲げているところでございます。そしてその具体的な取組といたしまして教育委員会では、外国人児童生徒教育の充実を目指しまして2007年4月に外国人の児童生徒の人権に係る教育指針を策定いたしました。これによりまして2007年度から国籍を問わず全ての児童生徒の就学を保障する不就学ゼロを目指しまして戸籍住民課、学校支援課等が連携しまして、全ての児童生徒の就学手続きが確実に行われるように取組んできたところです。こういった方針に沿いまして今後も不就学ゼロを目指して取組を進めてまいりたいと思っております。

O教育長

今、何人くらいでしょうか。

◎事務局

平成30年度でございますが、25世帯27人の子どもたちでございます。内訳といたしまして、一番多いのが日本に住民票を置いたまま帰国をしている子どもたちが19人ございまして、今回調査の結果で不就学がわかり「いっぽ」へ入って学校へという子どもが2人ございます。あと6人の子どもたちについては、何度か家庭訪問をしていますが、留守で生活の様子が無いという状況でございます。

◆委員

新聞報道などでもみなさんご存知かもしれませんが、昨年末に津市久居の方で何ら かの研修会があって、参加者の一人が麻疹に感染していたということで二次感染を起 こして20人~30人の感染者が出たということでした。確認した範囲では、松阪市 内では、感染した人はいないということですが、津市や尾鷲市、伊賀市、名古屋をは じめ県外の方もいらっしゃるということで、ちょっとした接触で非常に感染力の強い 感染症です。できましたら学校や幼稚園の養護の先生方に生徒たちのワクチンの接種 が就学までに2回なされているかということを再度確認いただき、もし接種していな い方があればお金はかかるのですが自費ででも2回目の接種をしていただくように 勧めていただきたいと思います。そして風疹に関してですが、寒い時期は流行が収ま っていますが、決して感染収束宣言が出た訳ではなく、また春になってくると感染者 が増えてくることも十分予想されますのであわせて注意しておいていただきたいと 思います。そしてインフルエンザですが、昨年末にいくつかの学校で流行しまして、 冬休みに入って流行が収まったかにみえたんですが、8日から新学期がはじまって、 私の把握している範囲では、三雲中学、殿町中学、幸小、第一小で感染が広がりつつ あり学級閉鎖も出てきておりますので、うがい、手洗いの励行を勧めるようにお願い したいと思います。

◎事務局

麻疹、風疹、インフルエンザなどについては、学校、保護者に向けての注意喚起も 含めて再度文書で指示や指導をさせていただきたいと思います。インフルエンザは、 先ほど委員言われましたとおり広がっておりまして、今日から週末にかけて学年閉鎖、 学級閉鎖するところが8校10学年、明日から週末にかけて学年閉鎖、学級閉鎖する ところが3校3学年というふうになっております。学校によって学年が複数になった りしていて延べ数になっておりますが、注意喚起を行っていきたいと思います。

O教育長

他に、何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

他には、ないようでございますので、事務局から「その他の項」で何かありませんか。

◎事務局

公立幼稚園の第2次募集について報告 市長と幼稚園・保育園の保護者と語る会(案)について報告

O教育長

ただ今の事務局の説明に対してご質問等はございませんか。

◆委員

幼稚園児の人数ですが、幼稚園によって差が随分あるんですが、先生の配置や余剰 というのはどんなシステムになっているのでしょうか。

◎事務局

担任の配置というのは、1クラス1担任で場合によっては混合保育の場合5人という基準がございますので、例えば大石幼稚園の場合ですと3歳児5人、4歳児2人、5歳児3人の全員で10人ですが3歳児で担任1人、4、5歳児混合で担任1人ということでクラス編成をした中で担任を配置しております。基本的には、園長1人、クラスの担任1人、必要に応じてアシスタントの配置、非常勤園長の場合は、1人補助を配置しています。

O教育長

他に何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

O教育長

他には、ないようでございますので、事務局から次回の定例会の日程報告をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、2月20日水曜日、午後1時30分から 教育委員会室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

O教育長

それでは、これで平成31年1月第1回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時38分閉会